

6 県税の税率等の変遷

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和39年度	
県 民 税	個人 法人 利子割 配当割 株式等譲渡所得割					(創設) (均等割) 年100円 (所得割) 所得税の5%		(所得割) 5.5%	(所得割) 6%	(所得割) 7.5%	(所得割) 8%		(所得割) 150万円以下 2% 150万円超 4%		
						(創設) (均等割) 年600円 (法人税割) 所得税の5%	(法人税割) 5.4%								
事 業 税	事業主控除等 税率 事業専従者控除等 税率 法人 その他	(免税点) 25,000円		(基礎控除) 年 38,000円	(基礎控除) 年 50,000円	(基礎控除) 年 70,000円	(基礎控除) 年 100,000円	(基礎控除) 年 120,000円			(基礎控除) 年 200,000円	事業主控除 と名称変更		(事業主控除) 年 220,000円	
		第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%			助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%				第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦事業 3%		
						特別所得税を事業税 第3種事業とした。			(事業専従者控除) (青色) 年80,000円				(事業専従者控除) (白色) 年50,000円		
		普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の都道府県 に事務所等を有する 法人で資本金等 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%		普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%	普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%		普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%	普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%		
		申告納付制度を採用した。			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(地方鉄軌道事業 を除く)を所得課税 とした。	損害保険事業を収入 金額課税とした。		地方鉄軌道事業を 所得課税とした。							

6 県税の税率等の変遷

区 分		平成12年度	平成15年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成25年度	平成26年度	
県 民 税	個人 法人 利子割 配当割 株式等譲渡所得割				(所得割) 4%				(均等割) 年 1,500円	
									(法人税割) 4.0% ただし、資本の金額又は出資金額が1億円以下で 法人税額が1千万円以下の法人 3.2% ※平成26年10月1日以降に開始する事業年度分に適用 する。	
			(創設) 平成21年4月1日から5%			3% (平成24年1月1日から5%)		3% (平成26年1月1日から5%)	5%	
			(創設) 平成21年1月1日から5%			3% (平成24年1月1日から5%)		3% (平成26年1月1日から5%)	5%	
事 業 税	事業主控除等 税率 事業専従者控除等 税率 法人 税率 その他	(事業主控除) 年 2,900,000円								
					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% あん摩・マッサージ 事業 3%					
				外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2% 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3% 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6% その他の法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超及び清算所得 9.6% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6%		外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8%(1.5%) 年400万円超800万円以下 5.5%(2.2%) 年800万円超及び清算所得 7.2%(2.9%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2%(2.9%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.7%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(2.7%) 年400万円超及び清算所得 6.6%(3.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6%(3.6%) その他の法人 400万円以下 5%(2.7%) 400万円超800万円以下 7.3%(4.0%) 800万円超及び清算所得 9.6%(5.3%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6%(5.3%)				外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8%(1.5%)<2.2%> 年400万円超800万円以下 5.5%(2.2%)<3.2%> 年800万円超 7.2%(2.9%)<4.3%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2%(2.9%)<4.3%> 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.7%)<0.9%> 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(2.7%)<3.4%> 年400万円超 6.6%(3.6%)<4.6%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6%(3.6%)<4.6%> その他の法人 400万円以下 5%(2.7%)<3.4%> 400万円超800万円以下 7.3%(4.0%)<5.1%> 800万円超 9.6%(5.3%)<6.7%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6%(5.3%)<6.7%>
									※()は、平成20年10月1日以降に開始す る事業年度に適用	
									※本則税率とし、()は、平成20年10月1日～平成 26年9月30日に開始する事業年度に、< >内は、平成 26年10月1日～平成27年3月31日に開始する事業年度に 適用する。	

6 県税の税率等の変遷

区 分		平成27年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
県 民 税	個人						(均等割) 年 1,000円
	法人	(均等割) 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 ※その額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額		(法人税割) 1.8% ただし、資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が1千万円以下の法人 1.0% ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度分に適用する。			
	利子割						
	配当割						
	株式等譲渡所得割						
	事業主控除等						
事 業 税	税率						
	事業専従者控除等						
	税率	外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.72% ・資本割 0.3% ・所得割 年400万円以下 3.1%(1.6%) 年400万円超800万円以下 4.6%(2.3%) 年800万円超 6.0%(3.1%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.0%(3.1%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.9%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(3.4%) 年400万円超 6.6%(4.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.6%(4.6%) その他の法人 400万円以下 5%(3.4%) 400万円超800万円以下 7.3%(5.1%) 800万円超 9.6%(6.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 9.6%(6.7%) ※本則税率とし、()内は、平成27年4月1日～平成28年3月31日に開始する事業年度に適用する。	外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 年400万円以下 1.9%(0.3%) 年400万円超800万円以下 2.7%(0.5%) 年800万円超 3.6%(0.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 3.6%(0.7%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.9%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(3.4%) 年400万円超 6.6%(4.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.6%(4.6%) その他の法人 400万円以下 5%(3.4%) 400万円超800万円以下 7.3%(5.1%) 800万円超 9.6%(6.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 9.6%(6.7%) ※本則税率とし、()内は、平成28年4月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度に適用する。	外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% 年800万円超 1.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 1.0% 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.0% 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 4.9% その他の法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 7.0% ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用する。	電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人 【資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人】 ・収入割 0.75% ・付加価値割 0.37% ・資本割 0.15% 【その他の法人】 ・収入割 0.75% ・所得割 1.85% 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 ・収入割 1.0% 特定ガス供給業を行う法人 ・収入割 0.48% ・付加価値割 0.77% ・資本割 0.32% 電気供給業、導管ガス供給業、特定ガス供給業、保険業、貿易保険業以外の事業を行う法人 【資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人】 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 1.0% 【その他の法人】 (うち、特別法人) 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 4.9% (うち、特別法人以外の法人) 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 7.0% ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に適用する。 ※改正後の税率は、令和4年4月1日以降に開始する事業年度に適用する。		
	税率						
	法人						
	税率						
その他							

区 分	昭和25年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和46年度	昭和47年度
不動産取得税			(創設) (税率) 3%	(住宅控除(建築)) 100万円 (新築住宅用土地の 税額控除) 1.8万円 (免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円					(住宅控除(建築)) 150万円 (新築住宅用土地の 税額控除) 4.5万円 又は一定の算式に より求められる額を 減額 (免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円				
県たばこ税 (県たばこ消費税)			(創設) (税率) 5/115		(税率) 8%			(税率) 9% 課税標準を改正 した。			(税率) 10.3%		
ゴルフ場利用税 (ゴルフ場利用税) (地方税としての 入場税を含む)	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率を従前の1/2 に引き下げた。	入場税を国税に移譲し、 第3種の施設の利用に 対し娯楽施設利用税を 課することとした。 ① 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技 の施設利用 10% ② 外形課税(月額)税率 ばちんこ場1台 150円 まあじゃん場1台 500円 たまつき場1台 1,000円		ゴルフ場に対し 定額課税を採用 した。 1人1日 200円	①料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% ②ゴルフ場の定額 課税の税率 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		①ゴルフ場の定額課 税の税率 1人1日 600円 ②①のうちゴルフ場 所在市町村に対し て 1/6交付		ゴルフ場所在市町 村に対して 1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場 に類する施設を含 む)に対する課税を 定額課税に統一 (税率) 1人1日 600円	

区 分	昭和48年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和58年度	昭和60年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度	平成15年度	平成18年度
不動産取得税	(住宅控除(建築)) 230万円 (免税点) 土地 10万円 家屋 23万円 家屋(その他) 12万円	(住宅控除(建築)) 350万円		(住宅控除(既存)) 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた額 (既存住宅用土地の税額控除) 4.5万円 又は一定の算式により求められる額を減額	(税率) 4% (昭和61年6月30日までの住宅の取得については3%) (住宅控除(建築)) 420万円		(住宅控除(建築)) 450万円	(住宅控除(建築)) 平成元年4月1日以後の取得について 1,000万円	(住宅控除(建築)) 1,200万円		H15.4.1～ H18.3.31までの取得分は税率3%	住宅及び土地 H18.4.1～ H21.3.31までの取得分は税率3% 住宅以外の家屋 H18.4.1～ H20.3.31までの取得分は税率3.5%
県たばこ税 (県たばこ消費税)							従価割 8.1/100 従量割 1,000本につき 200円	県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し分の従価割廃止 (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	(税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	H11.5.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	H15.7.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	H18.7.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
ゴルフ場利用税 (地方税としての入場税を含む)	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付		①ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 ②外形課税(月額)税率 ばちんこ 1台 250円 まあじゃん場 1台 750円 たまつき場 1台 1,200円		①ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,100円 ②外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円			①名称がゴルフ場利用税に変更された。 ②課税対象施設がゴルフ場に限定された。 ③標準税率 1人1日 800円 ④ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付				

区 分	令和4年度	令和6年度
不 動 産 取 得 税	(住宅控除(建築)) R4.4.1～ R6.3.31までの間 に取得した認定長 期優良住宅 1,300万円	(住宅控除(建築)) R6.4.1～ R8.3.31までの間 に取得した認定長 期優良住宅 1,300万円
県 た ば こ 税 (県たばこ消費税)		
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税) (地方税としての 入場税を含む)		

区 分	昭和25年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和43年度	昭和44年度
自動車取得税 ※令和元年9月30日廃止												(創設) (税率) 3% (免税点) 10万円	(免税点) 15万円
軽油引取税				(創設) (税率) 1klにつき 6,000円	(税率) 1klにつき 8,000円		(税率) 1klにつき 10,400円	(税率) 1klにつき 12,500円		(税率) 1klにつき 15,000円			
自動車税(種別割) ※令和元年9月30日 までは自動車税	(税率) 普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及び バス 10,000円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	(税率) 普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	(税率) 普通自動車 自家用 120時以下 36,000円 120時超 60,000円 営業用 120時以下 15,000円 120時超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率を「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げた。	二輪小型 自動車及 び軽自動 車を市町 村税の軽 自動車の 課税客体 とした。		(税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	(税率) 小型自動車 乗用車 自家用 1.5%以下 12,000円 1.5%超1.5%以下 14,000円 1.5%超 16,000円 営業用 1.5%以下 6,000円 1.5%超1.5%以下 7,000円 1.5%超 8,000円		(税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1.5%以下 18,000円 1.5%超1.5%以下 21,000円 1.5%超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円			

区 分	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和54年度	昭和59年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
自動車取得税 ※令和元年9月30日廃止		(税率) 低公害車に あつては 1%	(税率) 軽自動車 } 3% 営業用自動車 } (2%) 自家用自動車 } 5% (4%) 低公害車は()書 (免税点) 30万円	(税率) 51年規制適合 車及び電気自 動車は2/100 を控除した率	(税率) 51年規制適合車は1/100 電気自動車は 2/100 をそれぞれ控除した率	(税率) 53年規制適合車 は0.25/100を 控除した率			(税率) メタノール自動 車に係る軽減措 置 2%を控除した率	(税率) 63年規制適合車 の軽減措置 62.4.1～ 63.11.30 の取得は0.25% 63.12.1～ 64.4.30 の取得は0.125% をそれぞれ控除 した率	(税率) 64年規制適合車 の軽減措置 63.4.1～ 64.9.30 の取得は0.25% 64.10.1～ 65.2.28 の取得は0.125% をそれぞれ控除 した率
軽油引取税					(税率) 1klにつき 19,500円 51.4.1適用		(税率) 1klにつき 24,300円 54.6.1適用				
自動車税(種別割) ※令和元年9月30日 までは自動車税	(税率) バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円				(税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 23,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 27,500円 1.5ℓ超 31,500円 営業用 1ℓ以下 7,000円 1ℓ超1.5ℓ以下 8,000円 1.5ℓ超 9,000円 トラック 4ト超5ト以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 51年規制適合車及び電気自動車については、50年度の税率に据え置いた。	(税率) 普通自動車 自家用 3ℓ以下 71,000円 3ℓ超6ℓ以下 77,000円 6ℓ超 129,000円 営業用 3ℓ以下 24,000円 3ℓ超6ℓ以下 26,000円 6ℓ超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 25,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 30,000円 1.5ℓ超 34,500円 トラック 自家用 4ト超5ト以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	(税率) 普通自動車 自家用 3ℓ以下 81,500円 3ℓ超6ℓ以下 88,500円 6ℓ超 148,500円 営業用 3ℓ以下 25,000円 3ℓ超6ℓ以下 27,500円 6ℓ超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 34,500円 1.5ℓ超 39,500円 営業用 1ℓ以下 7,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超 9,500円 トラック 4ト超5ト以下 自家用 22,000円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	(税率) メタノール自動車 に係る税率の軽減 措置の創設			

区 分	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
自動車取得税 令和元年9月30日 廃止	(税率) ・9年規制適合車の軽減措置 元.4.1～2.9.30の取得は0.25% 2.10.1～3.2.28の取得は0.125%を それぞれ控除した率	(税率) 63年又は元年規制 適合車への買換え に係る特例 措置1%を控除した 率 (免税点) 50万円	(税率) ABS規制適合車の取 得に係る特例措置 0.3%を控除した率	(税率) ・最新排出 ¹⁾ 規制適合車への 買換えに係る特例措置 1%を控除した率 ・5年規制適合車の軽減措置 4.4.1～5.9.30の取得は1% 5.10.1～6.2.28の取得は0.1% をそれぞれ控除した率 ・ハイブリッド自動車に係る特 例措置 2%を控除した率 ・63年又は元年規制適合車への 買換えに係る特例措置の廃止	(税率) ・ABS規制適合車の取得に係る 特例措置の廃止 ・6年規制適合車の軽減措置 5.4.1～6.9.30の取得は1% 6.10.1～7.2.29の取得は0.1% をそれぞれ控除した率 ・天然 ²⁾ 自動車に係る特例措 置 2%を控除した率	(税率) ・7年ABS規制適合車への買 換えに係る特例措置 6.4.1～7.8.31の取得 0.3%を控除した率 ・最新排出 ¹⁾ 規制適合車への 買換えに係る特例措置の 廃止	(税率) ・電気自動車、天然 ²⁾ 自動 車及びメタノール自動車に 係る特例措置 2.2%を控除した率 ・ハイブリッド自動車に係る 特例措置 2.2%を控除した率	(税率) ・9年規制適合車の軽減措置 8.4.1～9.9.30の取得は1% 9.10.1～10.12.31の取得は0.1% をそれぞれ控除した率 ・電気自動車、天然 ²⁾ 自動車及 びメタノール自動車に係る特例 措置 2.4%を控除した率 ・ハイブリッド自動車に係る特例 措置 2.4%を控除した率	(税率) ・電気自動車、天然 ²⁾ 自動 車、メタノール自動車及び ハイブリッド自動車は2.4% をそれぞれ控除した率 ・平成10年自動車排出 ³⁾ 規 制に適合する自動車は1% を控除した率 ・ハイブリッド自動車につい ては、バス、トラックは 2.4%、それ以外は2%をそ れぞれ控除した率	(税率) ・電気自動車、天然 ²⁾ 自動車及 びメタノール自動車は2.7%をそ れぞれ控除した率 ・ハイブリッド自動車につい ては、バス、トラックは2.4%、そ れ以外は2.2%をそれぞれ控除し た率 ・平成11年排出 ³⁾ 規制に適合す る自動車 10.4.1～11.9.30の取得は1% 11.10.1～12.2.29の取得は0.1% をそれぞれ控除した率 ・平成12年排出 ³⁾ 規制に適合す る自動車 11.4.1～12.9.30の取得は0.1% を控除した率 (課税標準) ・一定の基準を満たす低燃費自動 車は、取得価格から30万円控除 した額が課税標準	
軽油引取税					(税率) 1k1につき 32.100円 5.12.1適用						
自動車税(種別割) 令和元年9月30日 までは自動車税	(税率) 乗用車 自家用 11以下 29,500円 11超1.512以下 34,500円 1.512超212以下 39,500円 2.12超2.512以下 45,000円 2.512超312以下 51,000円 312超3.512以下 58,000円 3.512超412以下 66,500円 412超4.512以下 76,500円 4.512超612以下 88,000円 612超 111,000円 営業用 11以下 7,500円 11超1.512以下 8,500円 1.512超212以下 9,500円 2.12超2.512以下 13,800円 2.512超312以下 15,700円 312超3.512以下 17,900円 3.512超412以下 20,500円 412超4.512以下 23,600円 4.512超612以下 27,200円 612超 40,700円 普通自動車(三輪車を除く) との車種区分を廃止した。 2年排出 ³⁾ 規制適合車に対 する軽減措置の創設	(税率) 63年又は元年排出 ³⁾ 規制適合車への 買換えに係る特例 措置の創設	(税率) 2年排出 ³⁾ 規制制 適合車に対する軽減 措置の廃止 最新排出 ³⁾ 規制適合車への買換えに 係る特例措置の創設	(税率) 天然 ²⁾ 自動車に係る税率の軽減措置 の創設	(税率) 最新排出 ³⁾ 規制適合車への買換え に係る特例措置の廃止	(税率) 電気自動車、天然 ²⁾ 自動車及びメ タノール自動車に係る特例措置の廃 止 ハイブリッド自動車に係る特例措置 の廃止					

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止	(税率) ・平成12年排出が規制に適合する自動車 11.4.1～12.9.30の取得は1% 12.10.1～13.2.28の取得は0.1%をそれぞれ控除した率 ・平成13年排出が規制に適合する自動車 12.4.1～13.9.30の取得は1% 13.10.1～14.2.28の取得は0.1%をそれぞれ控除した率	(税率) ・平成13年排出が規制に適合する自動車 12.4.1～13.9.30の取得は1% 13.10.1～14.2.28の取得は0.1%をそれぞれ控除した率 ・平成14年排出が規制に適合する自動車 13.4.1～14.9.30の取得は1% 14.10.1～15.2.28の取得は0.1%をそれぞれ控除した率 ・自動車NOx・PM法対策地域外廃車代替に係る特例措置 0.5%を控除した率 (13.4.1～15.3.31)	(税率) ・平成14年排出が規制に適合する自動車 13.4.1～14.9.30の取得は1% 14.10.1～15.2.28の取得は0.1%をそれぞれ控除した率 ・平成15年排出が規制に適合する自動車 14.4.1～15.9.30の取得は1% 15.10.1～16.2.29の取得は0.1%をそれぞれ控除した率	(税率) ・平成15年排出が規制に適合する自動車 14.4.1～15.9.30の取得は1% 15.10.1～16.2.29の取得は0.1%をそれぞれ控除した率 ・平成16年排出が規制に適合する自動車 15.4.1～16.9.30の取得は1%を控除した率 ・低内部燃車に適合する自動車 15.4.1～17.3.31の取得は1.5%を控除した率	(税率) ・平成16年排出が規制に適合する自動車 15.4.1～16.9.30の取得は1%を控除した率 ・平成17年排出が規制に適合する自動車 〔バス・トラック等〕16.4.1～17.9.30の取得は2%を控除した率 〔乗用車〕16.4.1～17.9.30の取得は1%を控除した率 (課税標準) 一定の基準を満たす低燃費自動車は、取得価額から下記金額を控除した額が課税標準 ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、優良低燃費車 ……30万円控除 ・17年排出が規制値より50%以上性能がよくかつ、優良低燃費車 ……20万円控除 ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、低燃費車 ……20万円控除	(税率) ・平成17年排出が規制に適合する自動車 〔バス・トラック等〕 17.10.1～18.3.31の取得は1%を控除した率 ～19.3.31に取得したハイブリッド自動車 バス・トラックは2.7%、バス・トラック以外は2.2%をそれぞれ控除した率 (課税標準) 一定の基準を満たす低燃費自動車は、取得価額から下記金額を控除した額が課税標準 (18.4.1～20.3.31) ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、燃費基準20%以上向上 ……30万円 ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、燃費基準10%以上向上 ……15万円	(税率) ・平成17年度重量車燃費基準及び平成17年度重量車排出が保安基準に適合する車両総重量3.5tを超えるディーゼルバス・トラック等は1%、このうち低排出が重量車基準適合率は2%を、それぞれ控除した率 (18.4.1～20.3.31) (課税標準) 一定の基準を満たす低燃費自動車は、取得価額から下記金額を控除した額が課税標準 (18.4.1～20.3.31) ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、燃費基準20%以上向上 ……30万円 ・17年排出が規制値より75%以上性能がよくかつ、燃費基準10%以上向上 ……15万円
軽油引取税							
自動車税(種別割) ※令和元年9月30日 までは自動車税	(税率) キャンピング車の創設 (適用は14年度から) 1.0t以下 23,600円 1.0t超 51t以下 27,600円 1.5t超 2.0t以下 31,600円 2.0t超 2.5t以下 36,000円 2.5t超 3.0t以下 40,900円 3.0t超 3.5t以下 46,400円 3.5t超 4.0t以下 53,200円 4.0t超 4.5t以下 61,200円 4.5t超 6.0t以下 70,400円 6.0t超 88,800円	(税率) グリーン化制度の創設 ① 軽 課 平成15年1月1日から平成15年9月31日までに新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度から2年間軽課 ・低公害車(電気・燃料・天然ガス自動車) ……概ね50% ・12年排出が規制値より75%以上性能がよく、かつ、低燃費車 ……概ね50% ・ # 50% ……概ね25% ・ # 25% ……概ね13% ② 重 課 下記の新規登録から11年を経過したディーゼル車、13年を経過したガソリン車・LPG車について、平成5年度までに新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ・平成3年度までに新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成15年度以降の各年度 ・平成2年度までに新車新規登録を受けたガソリン車 ……平成15年度以降の各年度 ・平成2年度に新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ……平成16年度以降の各年度 ・平成4年度に新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成16年度以降の各年度 (注)一般乗用バス、被けん引車及び低公害車は重課対象外	(税率) グリーン化制度の改正 ① 軽 課 平成15年度以降に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課 ・低公害車(電気・燃料・天然ガス自動車) ……概ね50% ・12年排出が規制値より75%以上性能がよく、かつ、低燃費車 ……概ね50% ② 重 課 下記の新規登録から11年を経過したディーゼル車、13年を経過したガソリン車・LPG車について、平成5年度までに新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ・平成3年度までに新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成15年度以降の各年度 ・平成2年度に新車新規登録を受けたガソリン車 ……平成15年度以降の各年度 ・平成2年度に新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ……平成16年度以降の各年度 ・平成4年度に新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成16年度以降の各年度 (注)一般乗用バス、被けん引車及び低公害車は重課対象外	(税率) グリーン化制度の改正 ① 軽 課 平成16年度及び17年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課 ・低公害車(電気・燃料・天然ガス自動車) ……概ね50% ・17年排出が規制値より75%以上性能がよく、かつ、優良低燃費車 ……概ね50% ・17年排出が規制値より50%以上性能がよく、かつ、優良低燃費車 ……概ね25% ② 重 課 下記の新規登録から11年を経過したディーゼル車、13年を経過したガソリン車・LPG車について、概ね10%重課 ・平成3年度までに新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ……平成17年度以降の各年度 ・平成5年度までに新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成17年度以降の各年度 ・平成4年度に新車新規登録を受けたガソリン車・LPG車 ……平成17年度以降の各年度 ・平成6年度に新車新規登録を受けたディーゼル車 ……平成18年度以降の各年度 (注)一般乗用バス、被けん引車及び低公害車は重課対象外	(税率) グリーン化制度の改正 ① 軽 課 平成18年度及び19年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課 ・低公害車(電気・燃料・天然ガス自動車) ……概ね50% ・17年排出が規制値より75%以上性能がよく、かつ、燃費基準20%以上向上 ……概ね50% ・17年排出が規制値より75%以上性能がよく、かつ、燃費基準10%以上向上 ……概ね25% ② 重 課 新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課 ・ガソリン車・LPG車 (平成6年度までに登録したもの) ……14年 ・ディーゼル車 (平成8年度までに登録したもの) ……12年		

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自動車取得税 令和元年9月30日 廃止	<p>(税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタノール車の控除を廃止 ・電気自動車は2.7%を控除した率(19.4.1～21.3.31) ・次の天然ガス自動車は2.7%を控除した率(19.4.1～21.3.31) 車両総重量3.5t以下 …平成17年排出ガス基準値+75%以上 車両総重量3.5t超 …平成17年排出ガス基準値+10%以上Nox・PM低減達成かつ平成17年排出ガス基準値+75%以上かつ平成22年度燃費基準+20%以上達成 車両総重量3.5t以下 …平成17年排出ガス基準値+10%以上Nox・PM低減達成かつ平成27年度重量車燃費基準達成(19.9.1から適用) ・次のハイブリッド自動車(バス・トラック以外)は平成19年度は2%、平成20年度は1.8%を控除した率(19.4.1～21.3.31) 車両総重量3.5t以下 …平成17年排出ガス基準値+75%以上Nox低減達成かつ平成22年度燃費基準+20%以上達成 …平成17年排出ガス基準値+10%以上Nox・PM低減達成かつ平成27年度重量車燃費基準達成(19.9.1から適用) 	<p>(税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定税率の失効(20.4.1～20.4.30) ・車両総重量12tを超えるディーゼルバス・トラック等で平成21年排出ガス規制適合車かつ平成27年度重量車燃費基準達成車(20.5.1～21.9.30)は2%を控除した率(21.10.1～22.3.31)は1%を控除した率 ・車両総重量3.5tを超え12t以下のディーゼルバス・トラック等で平成21年排出ガス規制適合車かつ平成27年度重量車燃費基準達成車は2%を控除した率(20.5.1～21.9.30)は1%を控除した率、21.10.1～22.3.31は0.5%を控除した率 <p>(課税標準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準を満たす低燃費自動車は、取得価額から下記金額を控除した額が課税標準(20.5.1～22.3.31) ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなるかつ、燃費基準25%以上向上 ……30万円 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなるかつ、燃費基準15%以上向上 ……15万円 	<p>(税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した率(21.4.1～24.3.31) ・次の天然ガス自動車の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した率(21.4.1～24.3.31) 車両総重量3.5t以下 ……平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、プラグインハイブリッド自動車の新車は2.4%を控除した率(21.4.1～24.3.31) ・次のハイブリッド自動車(バス・トラック)の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した率(21.4.1～24.3.31) 車両総重量3.5t以下 ……平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、平成22年度重量車燃費基準達成 …平成17年排出ガス基準75%以上向上 …平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、燃費基準25%以上向上 …平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車の新車は非課税(21.4.1～24.3.31) 平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、燃費基準25%以上向上の新車は税率を50%軽減(21.4.1～24.3.31) 平成21年排出ガス規制適合かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の新車は税率を75%軽減(21.4.1～24.3.31) …平成17年排出ガス基準(NoxまたはPM)10%以上低減かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の新車は税率を50%軽減(21.4.1～24.3.31) 	<p>(税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車の中古車は0.5%を控除した率(22.4.1～22.8.31) ・次の平成21年排出ガス規制適合車かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の中古車(車両総重量12t以下)…2.0%を控除した率(22.4.1～22.9.30) …1.0%を控除した率(22.10.1～23.8.31) 車両総重量12t超…1.0%を控除した率(22.4.1～22.8.31) ・ディーゼル自動車の新車で平成21年排出ガス規制適合車かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を75%軽減(22.4.1～24.3.31)、中古車は1.0%を控除した率(22.4.1～22.8.31) ・ガソリン自動車の新車で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を50%軽減(22.4.1～24.3.31) ・ガソリン自動車の新車で平成17年排出ガス基準50%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を50%軽減(22.4.1～24.3.31) <p>(課税標準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の低燃費自動車(中古車)に係る課税標準の特例措置(22.4.1～24.3.31) ・ガソリン自動車(乗用車)で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成22年度燃費基準25%以上向上 ……取得価額から30万円を控除 ・ガソリン自動車(乗用車)で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成22年度燃費基準15%以上向上 ……取得価額から15万円を控除 ・ガソリン自動車で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)トラック、バス ……取得価額から30万円を控除 ・ガソリン自動車で平成17年排出ガス基準50%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)トラック、バス ……取得価額から15万円を控除
軽油引取税		<p>(税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定税率の失効により、1klにつき 15,000円(H20.4.1～4.30) ・当分の間税率施行後、1klにつき 32,100円(H20.5.1～) 		
自動車税(種別割) 令和元年9月30日 までは自動車税		<p>(税率)</p> <p>グリーン化制度の改正</p> <p>① 軽 課</p> <p>平成20年度及び21年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ……概ね50%軽減 ・次に掲げる天然ガス自動車 ……概ね50%軽減 車両総重量3.5t以下：平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよいもの 車両総重量3.5t超：平成17年排出ガス規制値より10%以上Nox軽減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなるかつ、燃費基準25%以上向上 ……概ね50%軽減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなるかつ、燃費基準15%以上向上 ……概ね25%軽減 <p>② 重 課</p> <p>新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車・LPG車 ……(平成8年度までに登録したもの) ……14年 ・ディーゼル車 ……(平成10年度までに登録したもの) ……12年 	<p>(税率)</p> <p>グリーン化制度の改正</p> <p>① 軽 課</p> <p>平成22年度及び平成23年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ……概ね50%軽減 ・次に掲げる天然ガス自動車 ……概ね50%軽減 車両総重量3.5t以下：平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよいもの 車両総重量3.5t超：平成17年排出ガス規制値より10%以上Nox軽減 ・プラグインハイブリッド自動車 ……概ね50%軽減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなるかつ、燃費基準25%以上向上 ……概ね50%軽減 <p>② 重 課</p> <p>新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車・LPG車 ……(平成10年度までに登録したもの) ……14年 ・ディーゼル車 ……(平成12年度までに登録したもの) ……12年 	

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止	<p>平成24年度</p> <p>1 エコカー減税（新車新規登録時の税率の特例（24.4.1～27.3.31））</p> <p>(1) 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減）⇒非課税</p> <p>(2) プラグインハイブリッド自動車⇒非課税</p> <p>(3) プラグインハイブリッド乗用車（平成21年排出ガス規制適合の乗用車）⇒非課税</p> <p>(4) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック（※）⇒非課税</p> <p>(5) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック（※）⇒税率を75%軽減</p> <p>(6) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック（※）⇒税率を50%軽減</p> <p>(7) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒非課税</p> <p>(8) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を75%軽減</p> <p>(9) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を50%軽減</p> <p>(10) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を75%軽減</p> <p>(11) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を50%軽減</p> <p>(12) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒非課税</p> <p>(13) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を75%軽減</p> <p>(14) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を50%軽減</p> <p>(15) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を75%軽減</p> <p>(16) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成のプラグイン乗用車、車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック⇒税率を50%軽減</p> <p>(17) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のプラグイン乗用車、車両総重量3.5t超のバス・トラック⇒非課税</p> <p>(18) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のプラグイン乗用車、車両総重量3.5t超のバス・トラック⇒税率を75%軽減</p>	<p>平成25年度</p> <p>〔課税標準〕</p> <p>ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）の特例の追加 （新車新規登録時の課税標準の特例（25.4.1～27.3.31）（※））</p> <p>(1) 車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(2) 車両総重量12t超かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス⇒取得価額から350万円控除</p> <p>※JCO88+による燃費値を算定していない自動車については、10・15t+による燃費値により算定する。</p> <p>その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」と、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」とそれぞれ読み替える。</p> <p>2 中古車特例（中古新車登録時の課税標準の特例（24.4.1～27.3.31））</p> <p>上記の(1)～(11)、(17)～(21)に該当する自動車について、課税標準額の算定に係る取得価額から次の区分による金額を控除する（(17)～(21)については、JCO88+が適用される。）</p> <p>(1) エコカー減税の場合に非課税となるもの⇒45万円</p> <p>(2) エコカー減税の場合に税率が75%軽減されるもの⇒30万円</p> <p>(3) エコカー減税の場合に税率が50%軽減されるもの⇒15万円</p> <p>3 ペリクル・ASV特例 （新車新規登録時の課税標準の特例（24.4.1～27.3.31）（※））</p> <p>(1) ペリクル⇒取得価額から1,000万円控除</p> <p>(2) フタ付きバス（乗車定員30人以上）⇒取得価額から650万円控除</p> <p>(3) フタ付きバス（乗車定員30人未満）⇒取得価額から200万円控除</p> <p>(4) ペリクル・ASV⇒取得価額から100万円控除</p> <p>(5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量8t超22t以下のバス）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量22t超のトラック、13t超のけん引車）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>※(6)の自動車については、24.4.1～26.10.31</p>	<p>平成26年度</p> <p>〔税率〕</p> <p>1 税率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家用自動車 5% ⇒ 3% ・ 営業用自動車 3% ⇒ 2% ・ 軽自動車 3% ⇒ 2% <p>2 エコカー減税（新車新規登録時の税率の特例（24.4.1～27.3.31））における税率の軽減割合の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75%軽減 ⇒ 80%軽減 ・ 50%軽減 ⇒ 60%軽減
軽油引取税			
自動車税（種別割） ※令和元年9月30日 までは自動車税	<p>〔税率〕</p> <p>グリーン化制度の改正</p> <p>1 軽 車</p> <p>平成24年度及び平成25年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減</p> <p>(1) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制Nox10%以上低減）⇒概ね50%軽減</p> <p>(2) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（※）⇒概ね50%軽減</p> <p>(3) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成車（※）⇒概ね50%軽減</p> <p>(4) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成車（※）⇒概ね50%軽減</p> <p>※JCO88+による燃費値を算定していない自動車については、10・15t+による燃費値により算定する。</p> <p>その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」と、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」とそれぞれ読み替える。</p> <p>2 重 車</p> <p>新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%軽減</p> <p>(1) トラック、LPG車（平成12年度までに登録したもの）⇒14年</p> <p>(2) ディーゼル車（平成14年度までに登録したもの）⇒12年</p>		<p>〔税率〕</p> <p>グリーン化制度（軽減）の改正</p> <p>平成26年度及び平成27年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減</p> <p>(1) 税率を概ね75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・ プラグインハイブリッド自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制Nox10%以上低減） ・ プラグインハイブリッド乗用車 ・ 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ・ 平成32年度燃費基準を達成している自動車に限る <p>(2) 税率を概ね50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ・ 平成32年度燃費基準を達成していない自動車 ・ 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車

区 分	平成27年度	平成28年度
自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止	<p>1 エコカー減税（新車新規登録時の税率の特例（27.4.1～29.3.31））</p> <p>(1) 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減）⇒非課税</p> <p>(2) プラグインハイブリッド自動車⇒非課税</p> <p>(3) ハイブリッド乗用車（平成21年排出ガス規制適合の乗用車）⇒非課税</p> <p>(4) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+20%達成のガソリン車（乗用車）（※）⇒税率を60%軽減</p> <p>(5) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成のガソリン車（乗用車）（※）⇒税率を80%軽減</p> <p>(6) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準達成のガソリン車（乗用車）（※）⇒税率を60%軽減</p> <p>(7) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+25%達成のガソリン車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）（※）⇒税率を60%軽減</p> <p>(8) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成のガソリン車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）（※）⇒税率を80%軽減</p> <p>(9) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のガソリン車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）（※）⇒税率を60%軽減</p> <p>(10) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のガソリン車（乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック）（※）⇒税率を40%軽減</p> <p>(11) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のガソリン車（乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック）（※）⇒税率を20%軽減</p> <p>(12) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(13) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(14) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(15) 平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>(16) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(17) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(18) 平成17年排出ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>(19) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(20) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(21) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(22) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>(23) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(24) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(25) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成のハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>(26) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(27) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(28) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>(29) 平成21年排出ガス規制10%低減かつ平成27年度燃費基準達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(30) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を80%軽減</p> <p>(31) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を60%軽減</p> <p>(32) 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成のハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を40%軽減</p> <p>※「乗用車」及び「車両総重量2.5t以下のバス・トラック」に係る中古車特例については、平成27年度エネルギー効率費を算定していない自動車については、燃費準種の達成度次次により読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+80%達成 ・平成32年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+65%達成 ・平成32年度燃費基準達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+50%達成 ・平成27年度燃費基準+25%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+57%達成 ・平成27年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+50%達成 ・平成27年度燃費基準+15%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+44%達成 ・平成27年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+38%達成 ・平成27年度燃費基準+5%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+32%達成 	<p>2 中古車特例（中古車新規登録時の課税標準の特例（27.4.1～29.3.31））</p> <p>上記の(1)～(10)、(26)～(32)に該当する自動車において、課税標準額の算定に係る取得価額から次の区分による金額を控除する（(26)～(32)については、ハイブリッド車に限る。）。</p> <p>(1) エコカー減税の場合に非課税となるものは⇒15万円</p> <p>(2) エコカー減税の場合に税率が80%軽減されるものは⇒35万円</p> <p>(3) エコカー減税の場合に税率が60%軽減されるものは⇒25万円</p> <p>(4) エコカー減税の場合に税率が40%軽減されるものは⇒15万円</p> <p>(5) エコカー減税の場合に税率が20%軽減されるものは⇒5万円</p> <p>3 ハイブリッド車・ASV特例（新車新規登録時の課税標準の特例（27.4.1～29.3.31）（※））</p> <p>(1) ハイブリッド車⇒取得価額から1,000万円控除</p> <p>(2) ハイブリッド車（乗車定員30人以上）⇒取得価額から650万円控除</p> <p>(3) ハイブリッド車（乗車定員30人未満）⇒取得価額から200万円控除</p> <p>(4) ハイブリッド車⇒取得価額から100万円控除</p> <p>(5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5t超20t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(7) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量20t超22t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>※(7)の自動車については、27.4.1～28.10.31</p> <p>(8) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(9) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両）車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(10) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除</p> <p>(11) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量4超20t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除</p> <p>(12) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量20t超22t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除</p> <p>※(12)の自動車については、27.4.1～28.10.31</p> <p>(13) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量20t超22t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(14) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両）車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から525万円控除</p>
軽油引取税		
自動車税（種別割） ※令和元年9月30日 までは自動車税	<p>(税率)</p> <p>グリーン化制度（軽課）の改正</p> <p>新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね15%軽減</p> <p>(1) 3ヶ月車、1PG車（平成18年度までに登録したもの）⇒13年</p> <p>(2) ハイブリッド乗用車（平成18年度までに登録したもの）⇒11年</p> <p>(注1)バス（一般乗用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）</p> <p>については、税率は「概ね10%加重」のままで減額</p> <p>(注2)電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車、ガソリン車を燃料とするハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引車は対象から除く。</p>	<p>(税率)</p> <p>グリーン化制度（軽課）の改正</p> <p>平成28年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>(1) 税率を概ね75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制N0x10%以上低減） ・ハイブリッド乗用車 ・平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 <p>(2) 税率を概ね50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年排出ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車

区 分	平成30年度
自動車取得税 令和元年9月30日 廃止	
軽油引取税	
自動車税(種別割) 令和元年9月30日 までは自動車税	

区 分	令和元年度	令和2年度
<p>自動車取得税 令和元年9月30日 廃止</p>	<p>3 ア77777・ASV特例（初回新規登録時の課税標準の特例（元.4.1～元.9.30））</p> <p>(1) クラックバス⇒取得価額から1,000万円控除 (2) 171付きバス（乗車定員30人以上）⇒取得価額から650万円控除 (3) 171付きバス（乗車定員30人未満）⇒取得価額から200万円控除 (4) エンバーゲッドバイク⇒取得価額から100万円控除 (5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両又は車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除 (6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除 (7) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両又は車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除 (8) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から175万円控除 (9) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量20tを超え22t以下のトラック）⇒取得価額から175万円控除 (10) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除 (11) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除 (12) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量12tを超えかつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除 (13) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除 (14) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除 (15) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除 (16) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除</p>	
<p>軽自動車税</p>		
<p>自動車税（種別別） 令和元年9月30日 までは自動車税</p>		
<p>自動車税（環境性能別） 令和元年10月1日 から</p>	<p>ア77777・ASV特例（初回新規登録時の課税標準の特例）</p> <p>(01) クラックバス⇒取得価額から1,000万円控除 (02) 171付きバス（乗車定員30人以上）⇒取得価額から650万円控除 (03) 171付きバス（乗車定員30人未満）⇒取得価額から200万円控除 (04) エンバーゲッドバイク⇒取得価額から100万円控除 (05) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除（R1.10.31まで） (06) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除（R1.10.31まで） (07) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除（R1.10.31まで） (08) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除（R1.10.31まで） (09) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除（R1.10.31まで） (10) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から175万円控除（R1.10.31まで） (11) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量20tを超え22t以下のトラック）⇒取得価額から175万円控除（R1.10.31まで） (12) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除（R1.10.31まで） (13) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除（R1.10.31まで） (14) ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量12tを超えかつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(15) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (16) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (17) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (18) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (19) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (20) ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (21) ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (22) ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (23) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(24) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5tを超え8t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除（R1.11.1から） (25) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量8tを超え20t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除 (26) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から525万円控除（R1.10.31まで） (27) ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5tを超え12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス）⇒取得価額から350万円控除（R1.11.1から）</p>	

区 分	令和3年度		
<p>自動車取得税 令和元年9月30日 廃止</p>			
<p>軽油引取税</p>			
<p>自動車税(種別別) 令和元年9月30日 までは自動車税</p>	<p>(税率) グリーン化特例の改正 1 軽 課 令和3年度及び令和4年度に初回新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減 (1) 税率を概ね75%軽減 ・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・天然ガス自動車(平成30年排出)*S基準適合又は平成21年排出)*S基準10%以上低減 ・プラグイン*E自動車 ・平成30年排出)*S基準50%低減又は平成17年排出)*S基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 *S)ガソリン・LPG車(営業用乗用車) 平成30年排出)*S基準適合又は平成21年排出)*S基準適合車かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 *E)プラグイン車(営業用乗用車) (2) 税率を概ね50%軽減 ・平成30年排出)*S基準50%低減又は平成17年排出)*S基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 *S)ガソリン・LPG車(営業用乗用車) 平成30年排出)*S基準適合又は平成21年排出)*S基準適合車かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 *E)プラグイン車(営業用乗用車) 2 重 課 初回新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね15%重課の適用を2年延長 (1) 新車、LPG車(令和3年度、平成20年3月31日までに初回新規登録したもの、令和4年度：平成21年3月31日までに初回新規登録したもの)⇒13年 (2) プラグイン車(令和3年度：平成22年3月31日までに初回新規登録したもの、令和4年度：平成23年3月31日までに登録したもの)⇒11年 (注1) *S(一般乗用車を除く。)及び(E)プラグイン(被けん引車を除く。)については、税率は「概ね10%加重」のまま課税 (注2) 電気自動車、天然ガス自動車、プラグイン自動車、*S)ガソリン車を除く。)*E)及び被けん引車は対象から除く。</p>		
<p>自動車税(種別別) 令和元年10月1日 から</p>	<p>(19) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車(17年) (20) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (21) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (22) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (23) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ19～22に該当しないもの ⇒非課税 (R4.3.31まで) (24) H30年排出)*S基準適合又はH21年排出)*S基準適合かつ19～22に該当しないもの ⇒非課税 (R4.4.1～) (25) 19～24に該当しないもの ⇒自家用：2%、営業用：2% (R3.12.31まで) (26) 19～24に該当しないもの ⇒自家用：2%、営業用：2% (R4.1.1～) 【2.5以下の*E)プラグイン】 (27) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+5%達成*E)ガソリン車(バス) ⇒非課税 (28) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+25%達成*E)ガソリン車 (17年) ⇒非課税 (29) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車(バス) ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (30) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+20%達成*E)ガソリン車 (17年) ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (31) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：1% (32) 27～31に該当しないもの ⇒自家用：3%、営業用：2% 【2.5以上の*E)プラグイン】 (33) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (34) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (35) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+5%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：2%、営業用：1% (36) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車(バス) ⇒非課税</p>	<p>(37) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+20%達成*E)ガソリン車 (17年) ⇒非課税 (38) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (39) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+10%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：2%、営業用：1% (40) 平成30年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (41) 平成30年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (42) 平成30年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：2%、営業用：1% (43) H21年排出)*S基準適合かつ令和2年度燃費基準達成*E)ガソリン車(バス) ⇒非課税 (44) 平成21年排出)*S基準適合かつ平成27年度燃費基準+20%達成*E)ガソリン車 ⇒非課税 (45) 平成21年排出)*S基準適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (46) 平成21年排出)*S基準適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：2%、営業用：1% (47) 33～46に該当しないもの ⇒自家用：3%、営業用：2% (48) 平成28年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5% (49) 平成28年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：1%、営業用：0.5%</p>	<p>(50) 平成28年排出)*S規制適合又は平成21年排出)*S基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成*E)ガソリン車 ⇒自家用：2%、営業用：1% (51) 48～50に該当しないもの ⇒自家用：3%、営業用：2% 【その他の自動車】 (52) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出)*S基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出)*S基準10%以上低減 ⇒非課税 (53) プラグイン*E)自動車 ⇒非課税 (54) 01～26、52及び(55)に該当しない乗用車 ⇒自家用：2%、営業用：2% (R3.12.31まで) (55) 01～26、52及び(53)に該当しない乗用車 ⇒自家用：3%、営業用：2% (R4.1.1～) (56) 01～55に該当しないもの ⇒自家用：3%、営業用：2% ※1 ☆☆☆☆ 平成30年排出)*S基準50%低減又は平成17年排出)*S基準75%低減達成車 ※2 ☆☆☆☆ 平成30年排出)*S基準25%低減又は平成17年排出)*S基準50%低減達成車 ☆☆☆☆ ASV特例(初回新規登録時の課税標準の特例) (01) フック*E) ⇒取得価額から1,000万円控除 (R3.4.1～R5.3.31) (02) フック*E) (乗車定員30人以上の空想*E) ⇒取得価額から800万円控除 (R3.4.1～R5.3.31) (03) フック*E) (乗車定員30人以上) ⇒取得価額から650万円控除 (R3.4.1～R5.3.31) (04) フック*E) (乗車定員30人未満) ⇒取得価額から200万円控除 (R3.4.1～R5.3.31) (05) エンジン*E) ⇒取得価額から100万円控除 (R3.4.1～R5.3.31) (06) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両) 車両総重量8t超20t以下の*E) (けん引車及び被けん引車を除く) ⇒取得価額から525万円控除 (R3.4.1～R3.10.31) (07) ASV (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) 車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車、バス ⇒取得価額から350万円控除 (R3.4.1～R3.10.31) (08) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) 車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車、バス ⇒取得価額から350万円控除 (R3.4.1～R3.10.31) (09) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) 車両総重量3.5t超1t以下の*E) (けん引車及び被けん引車を除く) ⇒取得価額から350万円控除 (R3.4.1～R3.10.31) (10) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) 車両総重量8t超20t以下の*E) (けん引車及び被けん引車を除く) ⇒取得価額から350万円控除 (R3.4.1～R3.10.31) (11) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) 車両総重量8t超1t以下の*E) (けん引車及び被けん引車を除く) ⇒取得価額から175万円控除 (R3.4.1～R5.3.31)</p>

自動車取得税
※令和元年9月30日
廃止

軽油引取税

自動車税(種別別)
※令和元年9月30日
までは自動車税

自動車税(種別別) ※令和元年10月1日 から	【税率】 (01) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ¹⁾ のクルマ ⇒非課税 (02) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+75%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ¹⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 非課税 (R4.1.1~) (03) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+65%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ¹⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 0.5% (R4.1.1~) (04) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ¹⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (R4.1.1~) (05) 01, 06~08に該当しないもの ⇒3%, 2% (06) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒非課税 (07) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用: 1%, 営業用: 非課税 (R4.1.1~) (08) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用: 2%, 営業用: 0.5% (R4.1.1~) (09) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (R4.1.1~) (10) 15~17に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% (R4.1.1~) (11) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒非課税 (12) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒非課税 (13) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒非課税 (14) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒非課税 (15) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ19~22に該当しないもの ⇒非課税 (R4.3.31まで) (16) H50年排出 ²⁾ の基準適合又はH21年排出 ²⁾ の基準適合かつ19~22に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% (R4.4.1~) (17) 19~24に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% (R4.1.1~)	【2.5t以下のベシタイプ】 (27) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+5%達成 ³⁾ のクルマ (ベシ) ⇒非課税 (28) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+2%達成 ³⁾ のクルマ (17t) ⇒非課税 (29) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成 ³⁾ のクルマ (ベシ) ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (30) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+20%達成 ³⁾ のクルマ (17t) ⇒自家用: 1%, 営業用: 1% (31) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (32) 27~31に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% 【2.5t超3.5t以下のベシタイプ】 (33) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ³⁾ のクルマ ⇒非課税 (34) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (35) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (36) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成 ³⁾ のクルマ (ベシ) ⇒非課税 (37) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ³⁾ のクルマ (17t) ⇒非課税 (38) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (39) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (40) 平成30年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ³⁾ のクルマ ⇒非課税 (41) 平成30年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (42) 平成30年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (43) H21年排出 ²⁾ の基準適合かつ令和2年度燃費基準達成 ³⁾ のクルマ (ベシ) ⇒非課税 (44) 平成21年排出 ²⁾ の基準適合かつ平成27年度燃費基準+20%達成 ³⁾ のクルマ ⇒非課税 (45) 平成21年排出 ²⁾ の基準適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (46) 平成21年排出 ²⁾ の基準適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (47) 33~46に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2%	【3.5t超のベシタイプ】 (48) 平成28年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ³⁾ のクルマ ⇒非課税 (49) 平成28年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 1%, 営業用: 0.5% (50) 平成28年排出 ²⁾ の規制適合又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%低減かつ平成27年度燃費基準達成 ³⁾ のクルマ ⇒自家用: 2%, 営業用: 1% (51) 48~50に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% 【その他の自動車】 (52) 電気自動車、天然ガス自動車 (平成30年排出 ²⁾ の基準適合 (3.5t以下の自動車) 又は平成21年排出 ²⁾ の基準10%以上低減) ⇒非課税 (53) フォクシー ⁴⁾ の自動車 ⇒非課税 (54) 01~26, 52及び53に該当しない乗用車 ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% (R4.1.1~) (55) 01~55に該当しないもの ⇒自家用: 3%, 営業用: 2% ※1 ☆☆☆☆ 平成30年排出 ²⁾ の基準50%低減又は平成17年排出 ²⁾ の基準75%低減達成車 ※2 ☆☆☆☆ 平成30年排出 ²⁾ の基準25%低減又は平成17年排出 ²⁾ の基準50%低減達成車 ベシタイプ - ASV特例 (初回新規登録時の課税標準の特例) (01) ノスタリア ⁵⁾ ⇒取得価額から1,000万円控除 (R3.4.1~R5.3.31) (02) フォクシー (乗車定員30人以上の空港バス) ⇒取得価額から800万円控除 (R3.4.1~R5.3.31) (03) フォクシー (乗車定員30人以上) ⇒取得価額から650万円控除 (R3.4.1~R5.3.31) (04) フォクシー (乗車定員30人未満) ⇒取得価額から200万円控除 (R3.4.1~R5.3.31) (05) エコ ⁶⁾ のバス ⇒取得価額から100万円控除 (R3.4.1~R5.3.31) (11) ASV (衝突警報装置搭載車両) 車両総重量8t超のバス (受けん引車を除く) ⇒取得価額から175万円控除 (R3.4.1~R5.3.31)
-------------------------------	---	--	--

区 分	令和6年度		
自動車取得税 令和元年9月30日 廃止			
軽油引取税			
自動車税(種別別) 令和元年9月30日 までは自動車税	<p>(税率) グリーン化特例の延長 1 軽 課 令和5年度から令和7年度に初回新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減 (1) 税車を概ね75%軽減 ・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%以上低減) ・プラグイン自動車 ・平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ガソリン車・LPG車(営業用兼用車) ・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合車かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ディーゼル車(営業用兼用車)</p> <p>(2) 税車を概ね50%軽減 ・平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ガソリン車・LPG車(営業用兼用車) ・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合車かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ディーゼル車(営業用兼用車)</p> <p>2 重 課 初回新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね15%重課の適用を延長 (1) ガソリン車、LPG車(令和5年度、平成22年3月31日までに初回新規登録したもの)⇒13年 (2) ディーゼル車(令和5年度、平成24年3月31日までに初回新規登録したもの)⇒11年 (注1) ス(一般乗用車を除く。)及び37cc(軽けん引車を除く。)については、税率は「概ね210%加重」のまま据え置き (注2) 電気自動車、天然ガス自動車、プラグイン自動車、ガソリン車を燃料とするハイブリッド自動車、一般乗用車及び軽けん引車は対象から除く。</p>		
自動車税(種別別) 令和元年10月1日 から	<p>(税率) 令和6年12月31日までは84年度と同じ。86年1月1日からの税率を記載。 【費用車】 (01) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+85%達成かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒非課税 (02) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+80%達成かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:1%、営業用:非課税 (03) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+70%達成かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (04) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+60%達成かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:3%、営業用:1% (05) 01~04に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% (06) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+85%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒非課税 (07) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+80%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:1%、営業用:非課税 (08) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+70%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:2%、営業用:0.5% (09) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和12年度燃費基準+60%達成かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:3%、営業用:1% (10) 06~09に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% (11) H50年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒非課税 (12) H50年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒自家用:1%、営業用:非課税 (13) H50年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒自家用:2%、営業用:0.5% (14) H50年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒自家用:3%、営業用:1% (15) 11~14に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2%</p>	<p>【2.5 t 以下のクルマ】 (16) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和4年度燃費基準105%達成ガソリン車 ⇒非課税 (17) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和4年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (18) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和4年度燃費基準95%達成ガソリン車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (19) 16~18に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% 【3.5 t 以下のクルマ】 (20) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+105%達成ガソリン車 ⇒非課税 (21) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (22) ☆☆☆☆ (※2) かつ令和2年度燃費基準+110%達成ガソリン車 ⇒非課税 (23) ☆☆☆☆ (※2) かつ令和2年度燃費基準+105%達成ガソリン車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (24) ☆☆☆☆ (※2) かつ令和2年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (25) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準105%達成 ディーゼル車 ⇒非課税 (26) 平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準達成 ディーゼル車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (27) 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準110%達成ディーゼル車 ⇒非課税 (28) 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準105%達成ディーゼル車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (29) 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準達成ディーゼル車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (30) 20~29に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% 【2.5t超3.5t以下のクルマ】 (31) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和4年度燃費基準達成ガソリン車 ⇒非課税</p>	<p>【3.5 t 超のクルマ】 (42) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ディーゼル車 ⇒非課税 (43) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ディーゼル車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (44) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ディーゼル車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (45) 42~44に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% 【3.5 t 超のクルマ】 (46) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ディーゼル車 ⇒非課税 (47) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ディーゼル車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (48) 平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ディーゼル車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (49) 46~48に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% 【その他の自動車】 (50) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合(3.5 t 以下の自動車) 又は平成21年排出ガス基準10%以上低減) ⇒非課税 (51) プラグイン自動車 ⇒非課税 (52) 01~51に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% ※1 ☆☆☆☆ 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車 ※2 ☆☆☆☆ 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車</p>

区 分	令和6年度
<p>自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止</p>	
<p>軽油引取税</p>	
<p>自動車税(種別別) ※令和元年9月30日 までは自動車税</p>	<p>(税率) グリーン化特例の延長 1 軽 課 令和5年度の欄に記載の内容と同じ 2 重 課 初回新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね15%重課の適用を延長 (1) ハイブリッド車、LPガス車（令和6年度・平成23年3月31日までに初回新規登録したもの）⇒13年 (2) プラグインハイブリッド車（令和6年度・平成23年3月31日までに初回新規登録したもの）⇒14年 (注1)バス（一般乗合用を除く。）及びタクシー（被けん引車を除く。）については、税率は「概ね10%加重」のまま据え置き (注2)電気自動車、天然ガス自動車、LPガス自動車、LPガスを燃料とするハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象から除く。</p>
<p>自動車税(環境性能別) ※令和元年10月1日 から</p>	<p>(税率) 令和5年度の欄に記載の税率と同じ。(88年1月1日～87年3月31日)</p>

区 分	昭和25年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和40年度	
釧 区 税	(税率) 試掘千坪ごと 30円 採掘千坪又は 1町ごと 60円 砂鉱千坪又は 1町ごと 30円							(税率) 試掘100aごと 90円 採掘100aごと 180円 砂鉱100aごと 90円 1千㎡ごと 270円				(税率) 砂鉱 100aごと 90円	
固 定 資 産 税					(創設) (税率) 1.4%								
特別地方消費税 (料理飲食等消費税) (遊興飲食税)	(税率) 芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	(税率) カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (免税点) 大衆食堂等 1人1回100円以下 1品価格50円以下		(免税点) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	(税率) 芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 5% 1人1回500円以下 10% 1人1回500円超 5% (免税点) 1人1回 200円以下 飲食券 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用	(税率) 芸者の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下			名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1日 1,000円以下	(税率) ①1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% ②旅館における宿泊の料金 (1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 800円			
狩 猟 税	(税率) 3,600円	(税率) 2,400円	(税率) 狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	(税率) 前年分の所得税の納付義務のない者又は自家労働力農家 1,800円 その他の者 3,600円			(税率) 甲種・乙種免許 3,600円 上記のうち前年分の所得控除失格者及び自家労働力農家 1,800円 丙種免許 900円				(税率) 甲種・乙種免許 1,500円 上記のうち所得割の納付を要しない者 700円 丙種免許 450円		
入 猟 税											(創設) (税率) 甲種・乙種免許 1,000円 丙種免許 350円		
督 促 手 数 料	1件 10円			1件 20円								38.10.1以降に督促状を発付したものにについては、徴収しない。	
延 滞 金	日歩 8銭 (25.6.1)	4銭			3銭 (30.8.1)							4銭 (督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間 2銭) (38.10.1)	
延 滞 加 算 金	4銭				3銭							廃止 (38.10.1)	

区 分	平成20年度	平成25年度	平成27年度
都 区 税			
固 定 資 産 税			
特別地方消費税 料 理 飲 食 等 消 費 税 〔遊興飲食税〕			
特 異 税 昭和37年度まで 狩猟者税 昭和59年度まで 狩猟免許税 平成15年度まで 狩猟者登録税	<p>(税率)</p> <p>1 第1種銃猟免許 16,500円 県民税所得割を納めなくてもよい人 11,000円</p> <p>2 罎・おな猟免許 8,200円 県民税所得割を納めなくてもよい人 5,500円</p> <p>3 第2種銃猟免許 5,500円</p> <p>※対象鳥獣捕獲員の場合は、各適用税率の1/2</p>		<p>(税率)</p> <p>1 第1種銃猟免許 16,500円 (8,200円) 県民税所得割を納めなくてもよい人 11,000円 (5,500円)</p> <p>2 罎・おな猟免許 8,200円 (4,100円) 県民税所得割を納めなくてもよい人 5,500円 (2,700円)</p> <p>3 第2種銃猟免許 5,500円 (2,700円)</p> <p>※ () 内は許可捕獲者に係る特例税率。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録を受ける場合及び対象鳥獣捕獲員の場合は、課税免除。</p>
入 猟 税			
督 促 手 数 料			
延 滞 金		<p>26.1.1以降は、年7.3%の割合にあたる部分が「7.3パーセント」と「当該年の特例基準割合に年1パーセントを加算した割合」のいずれか低い割合。 年14.6%の割合にあたる部分が「年14.6パーセント」と「当該年の特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合」のいずれか低い割合となった。</p> <p>※特例基準割合 各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。</p>	
延 滞 加 算 金			